

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 2 3 日

福島県知事 殿



提出者
住 所 仙台市青葉区本町1丁目11番1号
氏 名 株式会社 本間組 東北支店
支店長 菅原 純一
電話番号 022-222-5244

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(株) 本間組 東北支店
事業場の所在地	仙台市青葉区本町1丁目11番1号 (福島県 排出分)
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	完工高 30.25億円 (令和 6 年度実績)
③ 従業員数	24名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り (付図1・付図2・付図3参照)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り（表1参照）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	排出量		
	（これまでに実施した取組） ・産業廃棄物の分別を徹底し、産業廃棄物の種類により搬入施設を選定する。 ① 再資源化率の高い処理施設への搬入②有用物、不用物の分別③中間処理施設への搬入④最終処分場への搬入		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	排出量		
	（今後実施する予定の取組） ・産業廃棄物の分別を徹底し、産業廃棄物の種類により搬入施設を選定する。 ③ 再資源化率の高い処理施設への搬入②有用物、不用物の分別③中間処理施設への搬入④最終処分場への搬入		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ●産業廃棄物の種類：コンクリートがら、アスファルトがら、ガラス・陶磁器、廃プラスチック、金属くず、建設汚泥、紙くず、木くず ●分別に関する取組：①特定建設資材廃棄物の3品目（コンクリートがら、アスファルトがら、木くず）の分別・再資源化を促進する。②紙くず、金属くずを有用物、不用物に分けた分別を推進するなど。
② 計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 同上

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和6年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） これまでに実施した取組はない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後実施する予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 令和6年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） これまでに実施した取組はない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後実施する予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和6年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） これまでに実施した取組はない。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後実施する予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和6年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 優良認定処理業者および熱回収を行う業者への委託検討を行う。		

② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 優良認定処理業者および熱回収を行う業者への委託検討を行う。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

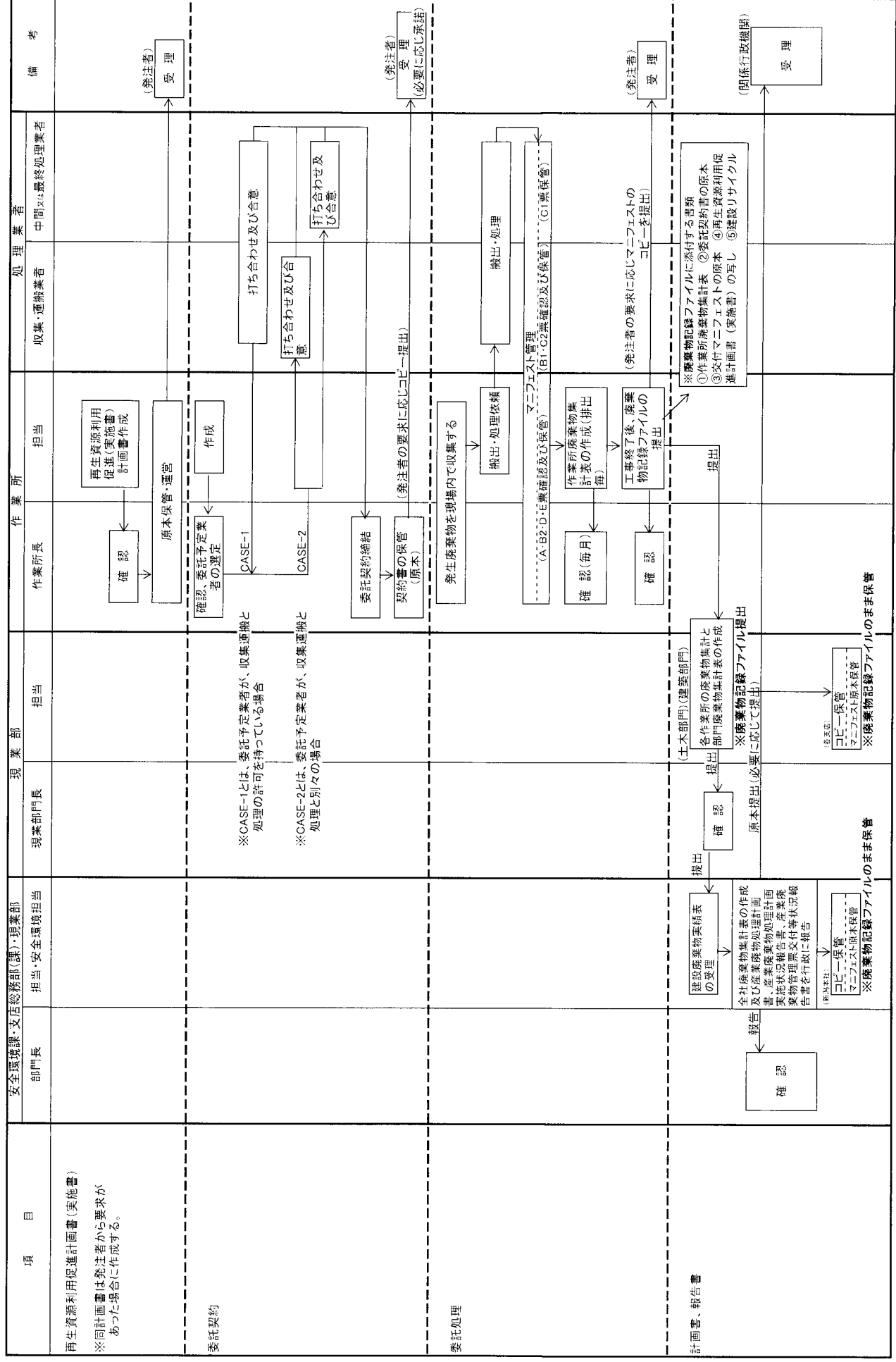
【前年度（ 令和6年度）実績】													
①現状	産業廃棄物の種類	トンナリ量	その他(た)き類	焼アサチカ	金属くず	建築汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	安定型 混合廃棄物	高圧型 混合廃棄物	合計	
	排出量	773.10 t	233.61 t	7.53 t	0.55 t	3.22 t	0.00 t	95.50 t	0.00 t	0.00 t	2.17 t	1,142.06 t	t
【目標】													
②計画	産業廃棄物の種類	トンナリ量	その他(た)き類	焼アサチカ	金属くず	建築汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	安定型 混合廃棄物	高圧型 混合廃棄物	合計	
	排出量	100.00 t	50.00 t	5.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	2.00 t	0.00 t	0.00 t	13.00 t	190.00 t	t

白ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項														
【前年度（年度）実績】														
①現状	産業廃棄物の種別													
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
【目標】														
②計画	産業廃棄物の種別													
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
白ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項														
【前年度（年度）実績】														
①現状	産業廃棄物の種別													
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画														
①現状	産業廃棄物の種別													
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画														
①現状	産業廃棄物の種別													
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画														

自ら行つて産業集積物の埋む処に分別投入処分する事業の中間に於ける

[illegible]

建設廃棄物処理フロー (付図1)



マニフェスト管理フロー (付図2)

CASE	安全環境課・支店総務部課)		現業部	作業所 (排出事業者)	収集・運搬業者	処分業者		備考
	部門長	担当				(1次)中間処理業者	(1次)最終処分業者	
CASE-A 収集運搬業者1社で中間処理業者に委託する場合				搬出・処理の依頼 A票保管 A票返却 B2票保管 B2票返送 (10日以内) 照合 D・E票保管 廃棄物 積み込み 運搬 B1票 保管 C2票 保管 A票返却 B1・B2・C1・C2・D・E票交付 B1・B2票返送 (10日以内) C2票返送 C1票保管 処分終了 D・E票返送 (10日以内) D・E票確認 処分終了 2次中間処理業者・最終処分業者・再生業者による管理 D・E票返送				
CASE-B 収集運搬業者1社で最終処分業者・再生業者に直接委託する場合				搬出・処理の依頼 A票保管 A票返却 B2票保管 B2票返送 (10日以内) 照合 D・E票保管 廃棄物 積み込み 運搬 B1票 保管 C2票 保管 A票返却 B1・B2・C1・C2・D・E票交付 B1・B2票返送 (10日以内) C2票返送 C1票保管 処分終了 D・E票返送 (10日以内) D・E票確認 処分終了 2次中間処理業者・最終処分業者・再生業者による管理 D・E票返送				
措置内容等報告書				【工事中】 報告 マニフェスト未返送又は記載不備・虚偽記載発見 【工事終了後】 マニフェスト未返送又は記載不備・虚偽記載発見 確認 措置内容等報告書作成 コピー保管 報告 確認・指示 報告 確認 コピー保管				
マニフェストを交付した日からD票は90日以内、E票は180日以内にその写しが回収されていない場合に適用				マニフェスト未返送又は記載不備・虚偽記載発見 マニフェスト未返送 マニフェスト未返				

建設廃棄物処理フロー（電子マニフェスト）（付図3）

項 目	安全環境課・支店総務部(課)・現業部		現 業 部		作 業 所		処 理 業 者		備 考
	部門長	担当・安全環境担当	現業部門長	担当	作業所長	担当	収集・運搬業者	中間又は最終処理業者	
再生資源利用促進計画書(実施書) ※同計画書は発注者から要求があった場合に作成する。						確認 ↓ 再生資源利用促進(実施書)計画書作成			
委託契約				※CASE-1とは、委託予定業者が、収集運搬と処理の許可を持っている場合 ※CASE-2とは、委託予定業者が、収集運搬と処理と別々の場合	確認、委託予定業者の選定 ↓ CASE-1 CASE-2 作成	原本保管・運営 ↓ 作成	打ち合わせ及び合意 ↓ 打ち合わせ及び合意		(発注者) 受理
委託処理					委託契約締結 ↓ 契約書の保管(原本) 発生廃棄物を現場内で収集する ↓ 搬出・処理依頼 ↓ 搬出・処理 情報処理センターのマネジメントシステムの利用 登録 ↓ 報告 廃棄物を受託者に引き渡した日から3日以内、運搬終了日から3日以内				(発注者) 受理 (必要に応じ承諾)
計画書、報告書	確認 ↓ 建設廃棄物集積表の受理 ↓ 全社廃棄物集積表の作成及び産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画書、廃棄物管理報告書、産業廃棄物管理報告書、状況報告書を行政に報告 (御本社) 確認 ↓ コピー保管 ※廃棄物記録ファイルの保管	提出 ↓ 建設廃棄物集積表の受理 ↓ 全社廃棄物集積表の作成及び産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画書、廃棄物管理報告書、産業廃棄物管理報告書、状況報告書を行政に報告 (御本社) 確認 ↓ コピー保管 ※廃棄物記録ファイルの保管	確認 ↓ 原本提出	(土木部門)(建築部門) 各作業所の廃棄物集計と部門別廃棄物集計表の作成 ※廃棄物記録ファイル提出 提出 ↓ 提出 ※廃棄物記録ファイルの提出	確認 ↓ 作業所廃棄物集積表の作成(提出毎) ↓ 確認(毎月) ↓ 確認 ↓ 工事終了後、廃棄物記録ファイルの提出 ↓ 提出 ※廃棄物記録ファイルに添付する書類 ①作業所廃棄物集計表 ②委託契約書の原本 ③受渡確認書や一覧表 ④再生資源利用促進計画書(実施書)の写し ⑤建設リサイクル法の写し				(発注者) 受理 (関係行政機関)

(表1) 建設副産物管理組織表

